

労働法令のポイント

労働安全衛生関係

個人事業者等の業務上災害の報告制度について

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の施行に伴い、令和9年1月1日より、個人事業者等の業務上災害の報告制度が整備されることとなった。本稿では、令和7年12月9日に公布された省令および令和8年6月24日に発出された通達を基に、本制度の概要を解説する。

労働安全衛生規則及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び
派遣労働者の保護等に関する法律施行規則の一部を改正する省令
(令 7.12. 9 厚労令120)

労働安全衛生規則及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び
派遣労働者の保護等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について
(個人事業者等の業務上災害の報告に係る規定関係)
(令 8. 6.24 基発0624第5)

堀井真人 社会保険労務士(社会保険労務士法人みらいコンサルティング)

1.改正の背景

現在の業務上災害報告制度は、雇用関係にある労働者が被災した場合に、事業者が労働者死傷病報告を所轄労働基準監督署長に提出する制度となっている。一方、実際の災害現場では個人事業主やフリーランスといった労働者以外の作業従事者も被災することがあるが、個人事業者等の業務上災害を網羅的に把握する仕組みが現状はない。

そこで、労働者死傷病報告の仕組みを参考にして、個人事業者等の業務上災害の報告制度が創設された。これにより、労働災害防止をはじめとする諸施策の推進に資することが期待される。

2.個人事業者等の業務上災害報告制度の概要

[1]報告の対象

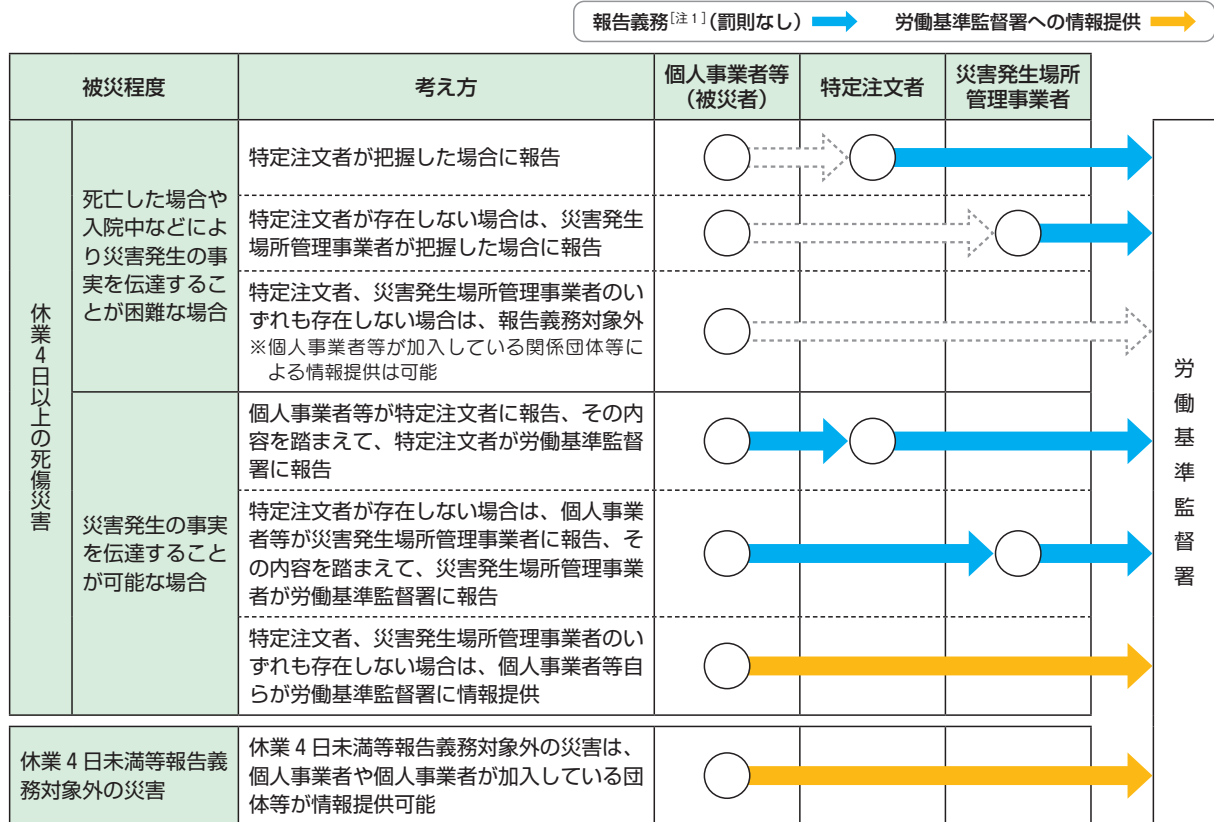
個人事業者等が「労働者と同じ場所」における就業に伴う事故等により、死亡または休業（4日以上のものに限る）した場合に、各関係者は次の報告をすることが求められる[図表1]。

(1)特定注文者および

災害発生場所管理事業者等による報告

特定注文者（災害発生場所における直近上位の注文者）または災害発生場所管理事業者等（災害発生場所を管理する事業者。[3]で詳述）が個人事業者の業務上災害を把握したときは、特定注文者または災害発生場所管理事業者等（以下、報告

図表1 個人事業者等の業務上災害報告制度に係るイメージ図



資料出所：厚生労働省 第166回労働政策審議会安全衛生分科会 資料1「個人事業者等に対する安全衛生対策について（総括）」を一部改変。

- [注] 1. 災害発生場所において個人事業者等が労働者と同じ場所で就業していた場合に限る。
2. 個人事業者等が中小企業経営者や役員の場合は、所属企業が報告主体となる。

主体）から遅滞なく、所轄労働基準監督署長へ報告しなければならない（改正後の労働安全衛生規則〔以下、安衛則〕98条の2第1項・2項）。

(2)個人事業者による報告主体への報告

上記(1)の場合において、個人事業者が業務上災害発生的事实を伝達・報告することが可能な場合には、個人事業者から遅滞なく、報告主体へ報告しなければならない（改正後の安衛則98条の3、98条の4）。

(3)中小規模事業者による報告

中小企業（金融業・保険業・不動産業・小売業は50人以下、卸売業・サービス業は100人以下、それ以外の業種は300人以下の労働者を使用するも

のに限る）の事業主や役員の業務上災害については、上記(1)・(2)にかかわらず、所属企業から直接、所轄労働基準監督署長へ報告しなければならない（改正後の安衛則98条の6第1項）。

(4)脳・心臓疾患および精神障害に係る報告

個人事業者または中小企業の事業主や役員が業務における過重な負荷による脳・心臓疾患により、もしくは強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺により死亡し、またはこれらの脳・心臓疾患もしくは精神障害により休業（4日以上のものに限る）したときについては、その原因の特定が困難な場合があることや、個人情報保護の観点等から、上記(1)～(3)の報告の対象外とし、個人事業者（中小企業の事業主や役員の場合は所属企業）

から直接、労働基準監督署長へ報告することができることとした（改正後の安衛則98条の5、98条の6第2項）。

【2】「労働者と同一の場所」の範囲

報告の前提となる「労働者と同一の場所」とは、当該場所に存在する危険性または有害性等により、労働者以外の作業従事者と労働者が共通して、危険または健康障害を生ずるおそれを受ける状態にある場所の範囲をいう。この範囲については、同一空間で行われているか、労働者と同時に作業を行わなくても時間的に近接し、危険性・有害性等が残存するおそれがあるかといった観点から個別具体的に判断される。

例えば、物理的・時間的に危険要因が完全に遮断されているリモートワークや在宅勤務中に生じた負傷については、原則として報告対象外と解釈される。

【3】報告主体(特定注文者または災害発生場所管理事業者等)の定義

(1)報告主体の考え方

①特定注文者

特定注文者とは、個人事業主に仕事を請け負わせた注文者のうち、当該個人事業主と同一の場所で当該仕事を自らも行う者をいう。なお、当該仕事为数次の請負契約によって行われることにより当該場所にその者が2以上あるときは、当該請負契約のうち最も後次の請負契約における注文者が特定注文者となる。

②災害発生場所管理事業者等

災害発生場所管理事業者等とは、次のいずれにも該当する者をいう。なお、災害発生場所管理事業者が報告義務を負うのは、当該業務災害の発生場所に、特定注文者に当たる者が存在しない場合に限られる。

ア 事業を行う者であること

イ 管理権原を有する等により仕事の作業を行う

場所を管理する者であること

ウ 自らが管理する場所において、その労働者または当該場所を管理するものが行う事業における派遣就業に従事する派遣中の労働者が仕事の作業を行うこと

(2)個人事業者が報告する報告主体

【1】(2)において個人事業者が報告すべき報告主体は、次により特定するものとする。

①直接の注文者が被災場所で仕事を自ら行っている場合

被災した作業従事個人事業者（個人事業者〔法人である場合にはその代表者または役員〕である作業従事者）が被災時に行っていた仕事の直接の注文者が、当該作業従事個人事業者の被災した場所で仕事を自ら行っている場合には、当該注文者を報告主体（特定注文者）として特定する。

②直接の注文者が被災場所で仕事を行っていない場合

被災した作業従事個人事業者が被災時に行っていた仕事の直接の注文者が、当該作業従事個人事業者の被災した場所で仕事を行っていない場合には、当該場所で仕事を行っている者のうち、当該仕事に係る注文者であって最も後次のもの（当該作業従事個人事業者より後次のものを除く）を報告主体（特定注文者）として特定する。

③注文者が被災場所で仕事を行っていない場合であって、災害発生場所管理事業者等がいる場合

被災した作業従事個人事業者が被災時に行っていた仕事の請負契約に係るすべての注文者（当該作業従事個人事業者より後次のものを除く）が、当該作業従事個人事業者の被災した場所で仕事を行っていない場合であって、災害発生場所管理事業者等がいる場合には、当該者を報告主体（災害発生場所管理事業者等）として特定する。

④上記①～③のいずれにも該当しない場合

上記①～③のいずれにも該当しない場合には、報告主体がおらず、報告義務が生じない。

[4] 報告主体の報告義務と罰則

本制度において、特定注文者または災害発生場所管理事業者等を報告主体としているのは、個人事業者に係る災害の発生状況を的確に把握する観点から、報告主体としては、当該作業場所における個人事業者である作業従事者の作業の状況または作業環境を把握し得る立場にある者が適切であるためである。したがって、報告主体に該当することをもって、災害防止上の責任を負うものではなく、両者には直接の関係がない。

このような趣旨から、個人事業者等死傷病報告に係る報告義務については、罰則を伴わない義務規定とされている。なお、被災した作業従事個人事業者が故意または報告義務があることを知らずに当該被災の事実を報告することなく被災場所から立ち去る等、報告主体の責めに帰すべき理由以外の理由により、当該報告主体が災害発生の事実を業務上把握することができなかった場合についてまで報告義務を課すものではない。

[5] 報告方法等

(1) 労働基準監督署への個人事業者等死傷病報告の報告方法

個人事業者等死傷病報告については、電子情報処理組織を使用して行うことを原則とし、[図表2]の事項を報告することが求められる。

電子情報処理組織を使用した方法として、厚生

労働省においては、報告者が円滑に報告を行うことができるよう、e-Gov電子申請サービスに備える電子申請APIを活用した報告支援システム（以下、報告支援システム）から必要事項の入力を容易に行うことができる環境を整備する予定である。なお、当分の間、経過措置として書面による報告を行うことができることとしているが、この場合の留意事項が追って示される予定である。また、労働基準監督署への情報提供においても、報告支援システムを活用することが可能である。

さらに、個人事業者が報告主体に対して行う報告については、その方法を特定的手段に限定していないものの、報告支援システムを活用して、電子メール、書面等により報告することも可能とする予定である。

(2) 報告フローの整備

災害発生時の現場から正確な情報が責任者および労災担当部門へ伝達されるよう、記録の方法や報告ルート等をマニュアル化し、事故対応と並行して速やかに報告できる体制の整備が求められる。

[6] 不利益な取り扱いの禁止

個人事業者が業務上災害の報告を行ったことを理由として、特定注文者等が当該個人事業者に対して取引の停止その他不利益な取り扱いをすることを禁止している（改正後の安衛則98条の3第2項、98条の4第2項）。

例えば、[図表3]に挙げるような行為は、不利

図表2 個人事業者等死傷病報告に必要な情報

① 報告者に関する情報

労働保険番号、事業場の名称、災害発生場所の事業場や工事名、元方事業者名称等

② 被災者に関する情報

氏名、生年月日および年齢、性別、職種、経験期間、傷病名、傷病部位、特別加入の状況、休業見込み期間または死亡日時、外国人の場合における国籍等

③ 災害に関する情報

負傷または疾病の発生日時、発生場所の所在地、発生状況およびその略図ならびに原因

④ その他

報告年月日、報告者の職氏名

図表3 「不利益な取り扱い」の具体例

- ・当該報告を行った個人事業者との契約について、合理的な理由なく解除し、もしくは更新を拒否し、またはその条件を不利に変更すること
- ・自らが管理する作業場所への立ち入りを不当に制限し、または作業の機会を与えないこと
- ・合理的な理由のない作業からの排除、過度な監視、嫌がらせ、威迫的な言動その他就業環境を害すること等により、事実上作業の継続を困難にすること
- ・合理的な理由なく契約解除を示唆し、または将来の取引の継続に不安を与える言動を行うこと

益な取り扱いに含まれる。

[7] 報告主体とならない注文者による報告の

適正化のための協力等

(1) 元方事業者による適正報告に関する指導等

元方事業者が一の場所において業務上災害が発生した事実を把握した場合であって、関係請負人である特定注文者が災害発生時に一時的に災害発生場所におらず災害発生的事实を把握していないこと、被災者が特定注文者への報告を怠っていることを認めたときには、特定注文者による報告および個人事業者による報告主体への報告が適切になされるよう、元方事業者は関係請負人である特定注文者または被災者に対して必要な指導等を行うこととした。

(2) 個人事業者から

災害発生場所管理事業者等への円滑な報告

個人事業者が報告主体に対して災害に関する報告を行うに際し、直接の契約関係にない災害発生場所管理事業者等の連絡先を把握することが困難であるなど、個人事業者による報告が円滑になされない場合も想定されるため、災害発生場所管理事業者等は、入場者に対して業務上の災害が発生した場合の連絡先や対応手順を通知し、または事業場の見やすい場所に掲示する等により、あらかじめ周知しておくことが望ましいとされている。

また、これらの周知が適切に実施されていない場合もあるため、特定注文者に該当しない注文者であって、個人事業者に直接、仕事を請け負わせた注文者は、個人事業者から災害発生場所管理事業者等に対する報告が円滑に行われるよう、災害発生場所管理事業者等への連絡に関し必要な協力を行うなど、適切に関与することが望ましいとされている。

[8] 労働基準監督署への情報提供

国が個人事業者等による業務上災害の状況を把握し、労働災害防止等に活用することは適当であ

ることから、労働基準監督署に対し、個人事業者等による災害に関する情報提供がなされることは妨げられないとしている。

労働基準監督署に対する情報提供については、情報提供者が個人事業者自身である場合や遺族等の場合、当該者が加入している団体である場合等さまざまな場合があり、情報提供の対象となる災害についても、休業4日以上であるか否か、個人事業者から報告主体に対して報告がなされたものであるか否かなど、さまざまなものが想定されるが、当該情報提供が行われたことを理由として、被災者に対し、取引の停止その他の不利益な取り扱いが行われることは適切ではないとされている。

[9] 個人事業者等死傷病報告に係る

災害情報の取り扱い

個人事業者等死傷病報告により収集される災害に関する情報には、被災者の氏名、年齢、傷病名等の個人情報が含まれることから、被災者以外の者が当該情報を取り扱う場合には、その取り扱いの根拠が法令に基づく義務を履行するためのものか、労働基準監督署への情報提供等によるものかにより、取り扱う情報の範囲や取り扱い方法が異なるため、個人情報保護法の趣旨を踏まえ、適切に対応する必要がある。また、当該情報の提供、共有または公表に当たっては、個人情報の保護に十分配慮することが求められる。

3. まとめ

個人事業者の業務上災害の実態が報告制度を通じて可視化されることで、行政による指導の重点化や、特別加入制度をはじめとするセーフティネットのさらなる拡充に向けたデータの蓄積がされることになる。企業においては、自社の作業現場における混在作業のリスクマネジメントを見直す契機とし、すべての作業従事者が安全に働くことのできる就業環境を整える取り組みにつなげることで期待される。